

補助26号線沿道駒場四丁目地区地区計画に関連した用途地域及び高度地区の変更について

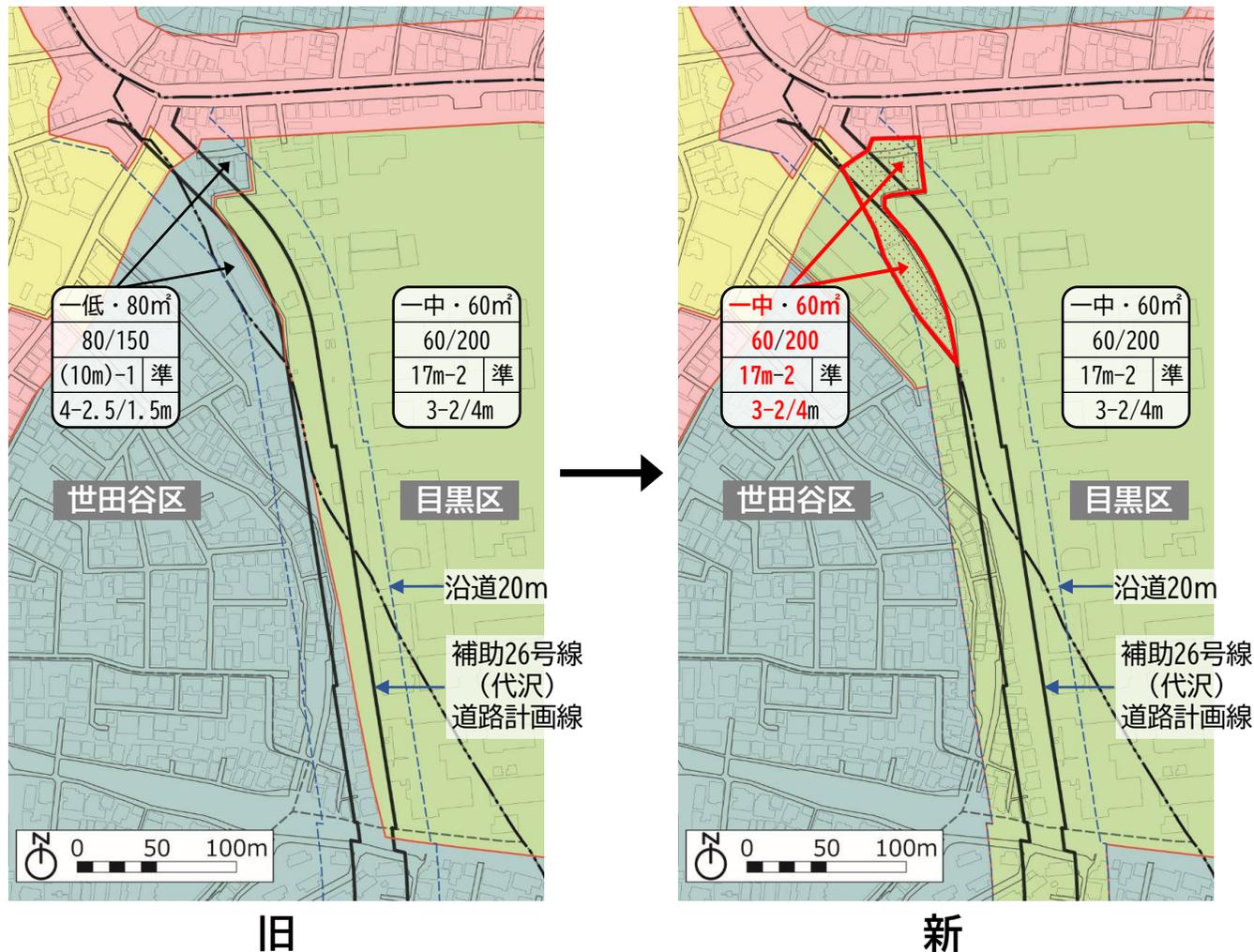
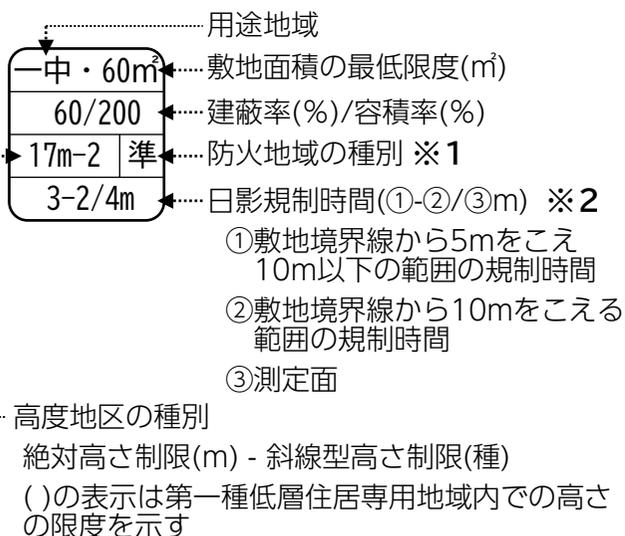
令和5年12月18日、東京都及び目黒区が以下の都市計画決定を行いました。

◆都市計画の種類

- ・ 東京都市計画用途地域の変更（東京都決定）
- ・ 東京都市計画高度地区の変更（目黒区決定）

◆変更箇所

- ・ 目黒区駒場四丁目地内



用途地域（東京都決定）	第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域
建蔽率/容積率	50% / 150%	60% / 200%
敷地面積の最低限度	80㎡	60㎡
高さの限度	10m	— ※3
高度地区（目黒区決定）	第1種高度地区	17m第2種高度地区 ※3

※1 防火地域の種別（準防火地域）の変更はございません。 ※2 日影規制については、東京都日影規制条例に基づき、用途地域の変更に伴って変更となります。
※3 建築物等の高さについては、別途、地区計画で制限します。